

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第3号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 本庁	第2章 本庁
第1節 市長直轄組織（第4条）	第1節 市長直轄組織（第4条）
第2節 経営戦略部（第5条—第8条）	第2節 経営戦略部（第5条—第8条）
第3節 行政管理部（第9条—第10条の2）	第3節 行政管理部（第9条—第10条の2）
第4節 <u>地域振興部</u> （第11条—第15条の2）	第4節 <u>交流活力部</u> （第11条—第15条の2）
第5節 市民生活部（第16条—第21条）	第5節 市民生活部（第16条—第21条）
第6節 健康福祉部（第22条—第27条）	第6節 健康福祉部（第22条—第27条）
第7節 都市整備部（第28条—第33条）	第7節 都市整備部（第28条—第33条）
第3章 公所	第3章 公所
第1節 削除	第1節 削除
第2節 <u>地域振興部</u> に属する公所（第35条・第36条）	第2節 <u>交流活力部</u> に属する公所（第35条・第36条）
第3節 市民生活部に属する公所（第37条—第39条）	第3節 市民生活部に属する公所（第37条—第39条）

第4節 健康福祉部に属する公所（第40条—第43条）

第5節 都市整備部に属する公所（第44条）

第6節 課に属する公所（第44条の2）

#### 第4章 職制

第1節 本庁の職制（第45条）

第2節 公所の職制（第46条）

附則

#### （危機管理課）

第4条 危機管理課は、危機管理の統括及び地域防災力の向上のため、危機管理係を置き、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 災害予防対策及び災害応急対策に関すること。
- (2) 災害対策本部に関すること。
- (3) 瀬戸市地域防災計画及び瀬戸市業務継続計画に関すること。
- (4) 瀬戸市防災会議に関すること。
- (5) 瀬戸市危機管理基本計画に関すること。
- (6) 瀬戸市国民保護計画に関すること。
- (7) 災害対策用の施設、物資及び資機材に関すること。
- (8) 防災協定に関すること。
- (9) 危機管理課の庶務に関すること。

#### （まちづくり協働課）

第4条の2 まちづくり協働課は、市民協働に係る取り組みの支援並びに生涯学習及び交流の推進を総合的かつ横断的に行うため、次の係を置く。

- (1) 協働第1係
- (2) 協働第2係
- (3) 協働第3係

第4節 健康福祉部に属する公所（第40条—第43条）

第5節 都市整備部に属する公所（第44条）

第6節 課に属する公所（第44条の2）

#### 第4章 職制

第1節 本庁の職制（第45条）

第2節 公所の職制（第46条）

附則

#### （防災課）

第4条 防災課は、地域防災力の向上を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 防災対策の推進に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 瀬戸市地域防災計画に関すること。
- (4) 自主防災組織の支援及び育成に関すること。
- (5) 防災意識の普及及び啓発に関すること。
- (6) 武力攻撃事態等における国民の保護に関すること。
- (7) 危機管理の総合調整に関すること。
- (8) 瀬戸市防災会議に関すること。

2 協働第1係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 協働によるまちづくりの企画および調整に関すること。
- (2) 女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会に関すること。
- (4) 地域力向上プランの推進に関すること。
- (5) 瀬戸市自治連合会に関すること。
- (6) 地縁団体に関すること。
- (7) 国際交流の推進に関すること。
- (8) まちづくり協働課の庶務に関すること。

3 協働第2係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 協働によるまちづくりに関すること。
- (2) 生涯学習の振興及び支援に関すること。
- (3) 生涯学習指導者の育成に関すること。
- (4) 社会教育委員及び社会教育指導員に関すること。
- (5) 社会教育施設の設置、変更及び廃止に関すること。
- (6) 瀬戸市公民館に関すること。
- (7) 瀬戸市西部コミュニティセンターに関すること。
- (8) 瀬戸市勤労青少年ホームに関すること。
- (9) 瀬戸市地域交流センターに関すること。

4 協働第3係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 協働によるまちづくりに関すること。
- (2) 市民公益活動の促進に関すること。
- (3) 多文化共生の推進に関すること。
- (4) 瀬戸市市民活動センターに関すること。
- (5) 瀬戸市国際センターに関すること。
- (6) パーティせと市民交流センターに関するこ

と。

(7) 大学コンソーシアムせとに関すること。

(シティプロモーション課)

第4条の3 シティプロモーション課は、本市の知名度及びイメージの向上を図る情報発信並びに情報収集を総合的かつ横断的に行うため、次の係を置く。

(1) シティプロモーション係

(2) 広聴推進係

2 シティプロモーション係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) シティプロモーションの企画及び調整に関すること。

(2) 広報せと、ホームページ等による情報提供に関すること。

(3) 報道機関との連絡に関すること。

3 広聴推進係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 市民意見に関すること。

(2) 陳情・要望の総括に関すること。

(3) 各種懇談会の企画及び運営に関すること。

(4) シティプロモーション課の庶務に関すること。

(経営戦略部に属する課)

第5条 経営戦略部に次の課を置く。

(1) 政策推進課

(2) 情報政策課

(政策推進課)

第6条 政策推進課は、市長業務の遂行支援並びに市政の総合的かつ戦略的な企画及び調整を行うため、次の係を置く。

(1) 秘書係

(経営戦略部に属する室)

第5条 経営戦略部に次の室を置く。

(1) 秘書室

(2) 経営戦略室

(3) 人事室

(秘書室)

第6条 秘書室は、市長の円滑な業務の遂行の支援を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。

(2) 政策係

- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及び礼遇に関すること。
- (4) 市長会に関すること。
- (5) 瀬戸市表彰審査委員会に関すること。
- (6) 市民との情報共有化を促進するための総合的な企画及び調整に関すること。
- (7) 広報せと、ホームページ等による情報提供に関すること。
- (8) 報道機関との連絡に関すること。
- (9) 瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに関すること。
- (10) 経営戦略部の庶務に関すること。

2 秘書係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及び礼遇に関すること。
- (4) 市長会に関すること。
- (5) 瀬戸市表彰審査委員会に関すること。
- (6) 市民憲章に関すること。

3 政策係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 基本構想及び総合計画の策定及び進捗に関すること。
- (2) 総合的な行政に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 市政に関する特命事項の調査、研究に関すること。
- (4) 庁議に関すること。
- (5) 土地利用の構想に関すること。
- (6) 瀬戸市基本構想審議会に関すること。
- (7) 広域行政に関すること。
- (8) 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱並びに瀬戸市総合教育会議に関すること。

(9) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。

(10) 他の所管に属しない統計調査に関すること。

(11) 統計資料の収集及び整備に関すること。

(12) 経営戦略部の庶務に関すること。

(13) 政策推進課の庶務に関すること。

(情報政策課)

第7条 情報政策課は、情報処理及び情報技術による政策を総合的かつ戦略的に推進するため、次の係を置く。

(1) 情報政策係

(2) システム管理係

2 情報政策係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) ICT活用に関する企画及び調整に関すること。

(2) 官民データの活用に関すること。

(経営戦略室)

第7条 経営戦略室は、経営戦略の総合調整を使命とし、その使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 総合的な行政に係る企画及び調整に関すること。

(2) 市政に関する特命事項の調査、研究に関すること。

(3) 広域行政に関すること。

(4) 庁議に関すること。

(5) 基本構想及び総合計画の策定及び進捗に関すること。

(6) 土地利用の構想に関すること。

(7) 市民憲章に関すること。

(8) 瀬戸市基本構想審議会に関すること。

(9) 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱並びに瀬戸市総合教育会議に関すること。

(10) 国勢調査及び商工業関係基幹統計調査に関すること。

(11) 他の所管に属しない統計調査に関すること。

(12) 統計資料の収集及び整備に関すること。

- (3) 次世代クリエイターの育成に関すること。
- (4) 瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに関すること。
- (5) 情報政策課の庶務に関すること。

3 システム管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 瀬戸市総合行政情報システムの管理運用に関すること。
- (2) 瀬戸市地域イントラネットの管理運用に関すること。
- (3) ネットワークインフラの整備運用に関すること。
- (4) 社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。
- (5) セキュリティ対策に関すること。
- (6) 電子自治体推進に関すること。

第8条 削除

(人事室)

第8条 人事室は、適切な人事管理及び職員の能力向上並びに職員の福利厚生の実現を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 職員の任用に関すること。
- (2) 職員の給与制度、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (3) 職員の定員管理に関すること。
- (4) 職員の分限及び懲戒に関すること。
- (5) 職員の研修及び人事評価に関すること。
- (6) 職員の退職管理に関すること。
- (7) 職員団体に関すること。
- (8) 瀬戸市特別職報酬等審議会に関すること。
- (9) 職員の給与の支給に関すること。
- (10) 職員の厚生制度に関すること。
- (11) 職員の共済制度に関すること。
- (12) 職員の公務災害補償に関すること。
- (13) 職員の労働安全衛生に関すること。

(行政管理部に属する課)

第9条 行政管理部に次の課を置く。

(1)及び(2) <省略>

(3) 人事課

(行政課)

第10条 行政課は、行政水準の向上に係る事務管理、入札制度及び契約制度を総括するため、次の係を置く。

(1) <省略>

(2) 契約検査係

2 法務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(17)まで <省略>

(18) 庁舎の管理に関すること。

(19) 庁内の案内に関すること。

(20) 市の行政区域に関すること。

(21) <省略>

(22) <省略>

3 契約検査係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 請負に係る工事及び委託に関する設計、調査、測量等の検査に関すること。

(2) 検査に係る事務処理全般に関すること。

(3) 公共工事の品質確保の促進に関すること。

(4) 建設工事等の入札及び契約に関すること。

(5) 物品の調達に関すること。

(6) 指定管理者制度に関すること。

(7) 入札等参加者の資格審査に関すること。

(8) 瀬戸市入札参加者指名審査委員会に関すること。

(財政課)

(14) 瀬戸市職員互助会に関すること。

(行政管理部に属する課)

第9条 行政管理部に次の課を置く。

(1)及び(2) <省略>

(行政課)

第10条 行政課は、行政水準の向上及び事務管理の総括を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) <省略>

(2) 情報管理係

2 法務管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(17)まで <省略>

(18) <省略>

(19) <省略>

3 情報管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 地域情報化の推進に関すること。

(2) 瀬戸市総合行政情報システムの管理運用に関すること。

(3) 瀬戸市地域イントラネットの管理運用に関すること。

(財政課)



<p>第10条の2 財政課は、市の<u>財政運営及び財産管理を総括</u>するため、次の係を置く。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>財産係</u></p> <p>(3) <u>営繕係</u></p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <u>財産係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(7) &lt;省略&gt;</p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p> <p>(9) &lt;省略&gt;</p> <p>4 <u>営繕係</u>においては、<u>受託工事の設計、監督等に関する事務等を分掌</u>する。</p> <p><u>(人事課)</u></p>	<p>第10条の2 財政課は、市の<u>財政運用、入札制度、契約制度及び財産管理の総括</u>を使命とし、<u>この使命を達成</u>するため次の係を置く。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>契約財産係</u></p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 <u>契約財産係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>庁舎の管理に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>庁内の案内に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>市の行政区域に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>請負に係る工事及び委託に関する設計、調査、測量等の検査に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>検査に係る事務処理全般に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>公共工事の品質確保の促進に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>建設工事等の入札及び契約に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>物品の調達に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>指定管理者制度に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>入札等参加者の資格審査に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>瀬戸市入札参加者指名審査委員会に関する</u>こと。</p> <p>(12) &lt;省略&gt;</p> <p>(13) &lt;省略&gt;</p> <p>(14) &lt;省略&gt;</p> <p>(15) &lt;省略&gt;</p> <p>(16) &lt;省略&gt;</p> <p>(17) &lt;省略&gt;</p> <p>(18) &lt;省略&gt;</p> <p>(19) &lt;省略&gt;</p> <p>(20) &lt;省略&gt;</p>
--	---

第10条の3 人事課は、適切な人事管理及び職員の能力向上並びに職員の福利厚生の充実を図るため、次の係を置く。

- (1) 人材育成係
- (2) 人事給与係

2 人材育成係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 職員の任用（採用）に関すること。
- (2) 職員の分限及び懲戒に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 職員の人材育成計画に関すること。
- (5) 職員の派遣に関すること。
- (6) 目標管理・人事考課制度に関すること。
- (7) 特定事業主行動計画に関すること。
- (8) 職員の公務災害補償に関すること。
- (9) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (10) 職員の健康管理・復職支援に関すること。
- (11) 人事課の庶務に関すること。

3 人事給与係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 職員の任用（昇給、昇任及び転任）に関すること。
- (2) 職員の給与制度、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (3) 職員の定員管理に関すること。
- (4) 職員の退職管理に関すること。
- (5) 職員団体に関すること。
- (6) 瀬戸市特別職報酬等審議会に関すること。
- (7) 職員の給与の支給に関すること。
- (8) 職員の厚生制度に関すること。
- (9) 職員の共済制度に関すること。
- (10) 瀬戸市職員互助会に関すること。

(地域振興部に属する課)

第11条 地域振興部に次の課を置く。

(交流活力部に属する課等)

第11条 交流活力部に次の課及び室を置く。

- (1) 産業政策課
  - (2) ものづくり商業振興課
  - (3) まるっとミュージアム課
  - (4) <省略>
  - (5) スポーツ課
- (産業政策課)

第12条 産業政策課は、市内企業の支援及び企業誘致の推進並びに農業を振興するため、次の係を置く。

- (1) 企業支援係
- (2) 農林係
- (3) アグリカルチャー推進係

2 企業支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 地域産業の振興に関すること。
- (2) 窯業資源の安定供給に関すること。
- (3) 鉱業に関すること。
- (4) 企業誘致・立地に関すること。
- (5) 瀬戸市産業資源採掘跡地等開発整備基金に関すること。
- (6) 公益財団法人瀬戸市開発公社に関すること。
- (7) 雇用対策に関すること。
- (8) 瀬戸市せとまち人材応援基金に関すること。
- (9) 新産業の創出に関すること。
- (10) 地域振興部の庶務に関すること。
- (11) 産業政策課の庶務に関すること。

- (1) 産業課
  - (2) まるっとミュージアム課
  - (3) 交流学び課
  - (4) <省略>
  - (5) 地域活動支援室
- (産業課)

第12条 産業課は、市民による経済活動の支援を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1) 商業金融係
- (2) 工業係
- (3) 農林係

2 商業金融係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 商業の振興に関すること。
- (2) 起業支援に関すること。
- (3) 商工金融に関すること。
- (4) 雇用対策に関すること。
- (5) 瀬戸市せとまち人材応援基金に関すること。
- (6) 瀬戸まちづくり株式会社に関すること。
- (7) 瀬戸市道の駅に関すること。
- (8) 交流活力部の庶務に関すること。
- (9) 産業課の庶務に関すること。

3 工業係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 工業の振興に関すること。
- (2) 窯業資源の安定供給に関すること。
- (3) 鉱業に関すること。

3 農林係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 林業の振興に関すること。
- (2) <省略>
- (3) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (4) 農地中間管理事業に関すること。

4 アグリカルチャー推進係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 農業の振興に関すること。
- (2) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。
- (3) 産地収益力の向上に関すること。
- (4) 道の駅瀬戸しなのに関すること。
- (5) 地方卸売市場に関すること。
- (6) 愛知県農業共済組合に関すること。

(ものづくり商業振興課)

第13条 ものづくり商業振興課は、商業及び陶磁器産業を振興するため、次の係を置く。

- (1) ものづくり係
- (2) 商業金融係

2 ものづくり係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 陶磁器産業の振興に関すること。
- (2) ものづくり支援に関すること。
- (3) ものづくり商業振興課の庶務に関すること。

3 商業金融係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(4) 企業立地に関すること。

(5) 瀬戸市産業資源採掘跡地等開発整備基金に関すること。

(6) 公益財団法人瀬戸市開発公社に関すること。

4 農林係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 農林業の振興に関すること。

(2) 地方卸売市場に関すること。

(3) <省略>

(4) 愛知県農業共済組合に関すること。

- (1) 商業の振興に関すること。
- (2) 起業・創業支援に関すること。
- (3) 商工金融に関すること。
- (4) 瀬戸まちづくり株式会社に関すること。

(まるっとミュージアム課)

第14条 まるっとミュージアム課は、まるっとミュージアムの推進により観光を振興するため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2 まるっとミュージアム係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

3 瀬戸蔵係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 瀬戸蔵条例（平成16年瀬戸市条例第20号）に規定する瀬戸蔵の管理及び運営に関すること。

(2) 観光施設の管理に関すること。

(まるっとミュージアム課)

第13条 まるっとミュージアム課は、まるっとミュージアムの推進による賑わい及び活力の創出を使命とし、この使命を達成するために次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2 まるっとミュージアム係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 観光施設の管理に関すること。

(4) <省略>

3 瀬戸蔵係においては、瀬戸蔵条例（平成16年瀬戸市条例第20号）に規定する瀬戸蔵の管理及び運営に関する事務を分掌する。

(交流学び課)

第14条 交流学び課は、生涯を通した市民の学び及び学び合いの支援を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) 学び係

(2) 交流係

(3) スポーツ係

2 学び係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 生涯学習の振興及び支援に関すること。

(2) 生涯学習指導者の育成に関すること。

(3) 社会教育委員及び社会教育指導員に関する

こと。

(4) 市民公益活動の促進に関すること。

(5) 大学コンソーシアムせとに関すること。

(6) 女性活躍及び男女共同参画の推進に関する  
こと。

(7) 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議  
会に関すること。

(8) 瀬戸市市民活動センターに関すること。

(9) 交流学び課の庶務に関すること。

3 交流係においては、おおむね次の事務を分掌  
する。

(1) 都市間交流に関すること。

(2) 国際交流の推進に関すること。

(3) 瀬戸市国際センターに関すること。

(4) パルティせと市民交流センターに関するこ  
と。

4 スポーツ係においては、おおむね次の事務を  
分掌する。

(1) 社会体育の振興育成及び行事の計画実施に  
関すること。

(2) スポーツ教室の企画及び運営に関するこ  
と。

(3) 学校体育施設のスポーツ開放に関するこ  
と。

(4) スポーツ団体及びレクリエーション団体の  
育成指導に関すること。

(5) スポーツ推進委員に関すること。

(6) 瀬戸市学校体育施設スポーツ開放地区運営  
委員会に関すること。

(7) スポーツ施設の設置、変更及び廃止に関す  
ること。

(8) スポーツ施設及び瀬戸市定光寺野外活動セ  
ンターの管理及び運営に関すること。

(9) 市民公園の維持管理に関すること。

(10) パルティせと市民交流センターフィットネ

(文化課)

第15条 文化課は、芸術及び文化の振興並びに文化財の保存及び継承により市民文化を醸成するため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2及び3 <省略>

(スポーツ課)

第15条の2 スポーツ課は、スポーツを振興するため、スポーツ係を置き、おおむね次の事務を分掌する。

(1) スポーツの振興及び行事の計画実施に関すること。

(2) スポーツ教室の企画及び運営に関すること。

(3) スポーツによる健康づくり及び体力づくりに関すること。

(4) スポーツ団体及びレクリエーション団体の育成指導に関すること。

(5) スポーツ推進委員に関すること。

(6) 地域スポーツ活動の推進に関すること。

(7) 学校体育施設スポーツ開放に関すること。

(8) スポーツ施設の設置、変更及び廃止に関すること。

(9) スポーツ施設及び瀬戸市定光寺野外活動センターの管理及び運営に関すること。

(10) 市民公園の維持管理に関すること。

(11) パーティセと市民交流センターフィットネスジムに関すること。

(12) 総合型地域スポーツクラブに関すること。

(13) スポーツ課の庶務に関すること。

スジムに関すること。

(11) 総合型地域スポーツクラブに関すること。

(文化課)

第15条 文化課は、芸術及び文化の振興並びに文化財の保存及び継承による市民文化の醸成を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2及び3 <省略>

(地域活動支援室)

第15条の2 地域活動支援室は、市民の自治活動支援を使命とし、この使命を達成するため、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 地域力向上プランの推進に関すること。

(2) 瀬戸市自治連合会に関すること。

(3) 社会教育施設の設置、変更及び廃止に関すること。

(4) 瀬戸市公民館に関すること。

(5) 瀬戸市地域交流センターに関すること。

(6) 地縁団体に関すること。

(7) 瀬戸市西部コミュニティセンターに関すること。

(8) 瀬戸市勤労青少年ホームに関すること。

<p>(生活安全課)</p> <p>第17条 生活安全課は、市民生活に伴う諸問題等の窓口となること及び地域の<u>安全維持のため、次の係を置く。</u></p> <p>(1) 生活係</p> <p>(2) 安全係</p> <p>2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) <u>墓地に関すること。</u></p> <p>(6) <u>瀬戸市春雨墓苑に関すること。</u></p> <p>(7) &lt;省略&gt;</p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p> <p>(9) &lt;省略&gt;</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>(生活安全課)</p> <p>第17条 生活安全課は、市民生活に伴う諸問題等の窓口となること及び地域の<u>安全維持を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</u></p> <p>(1) 生活係</p> <p>(2) <u>衛生係</u></p> <p>(3) 安全係</p> <p>2 生活係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>広聴に関すること。</u></p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(7) &lt;省略&gt;</p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p> <p>3 <u>衛生係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1) <u>墓地に関すること。</u></p> <p>(2) <u>瀬戸市春雨墓苑に関すること。</u></p> <p>(3) <u>狂犬病の予防に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ふん害の防止に関すること。</u></p> <p>(5) <u>感染症等に係る消毒に関すること。</u></p> <p>(6) <u>生活衛生に関すること。</u></p> <p>4 &lt;省略&gt;</p>
<p>(環境課)</p> <p>第19条 環境課は、良好な<u>環境を将来の世代に継承するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>衛生係</u></p>	<p>(環境課)</p> <p>第19条 環境課は、良好な<u>環境の将来世代への継承を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</u></p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>



<p>2 環境保全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(7) &lt;省略&gt;</p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p> <p>(9) &lt;省略&gt;</p> <p>(10) <u>環境課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 ごみ減量係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(7)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>2 環境保全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(6) <u>大気汚染測定施設に関すること。</u></p> <p>(7) <u>公害防除施設整備資金に関すること。</u></p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p> <p>(9) &lt;省略&gt;</p> <p>(10) &lt;省略&gt;</p> <p>(11) &lt;省略&gt;</p> <p>3 ごみ減量係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(8) <u>環境課の庶務に関すること。</u></p>
<p><u>4 衛生係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1) <u>狂犬病の予防に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ふん害の防止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>感染症等に係る消毒に関すること。</u></p> <p>(4) <u>生活衛生に関すること。</u></p> <p>(税務課)</p>	<p>(税務課)</p>
<p>第20条 <u>税務課は、市税を公平、公正に課税し、 収納するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>(市民課)</p>	<p>第20条 <u>税務課は、市税の公平、公正な課税及び 収納を使命とし、この使命を達成するため次の 係を置く。</u></p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>(市民課)</p>
<p>第21条 <u>市民課は、戸籍制度、住民基本台帳制度、 在留管理制度等を適正に運用するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 戸籍係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p>	<p>第21条 <u>市民課は、戸籍制度、住民基本台帳制度、 在留管理制度等の適正な運用を使命とし、この使命を 達成するため次の係を置く。</u></p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 戸籍係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p>

- (1) <省略>
  - (2) 戸籍の異動に伴う住民異動届の受理に関すること。
  - (3)及び(4) <省略>
- (健康福祉部に属する課)

第22条 健康福祉部に次の課を置く。

- (1)及び(2) <省略>
  - (3) こども未来課
  - (4) 保育課
  - (5) 健康課
  - (6) 国保年金課
- (社会福祉課)

第23条 社会福祉課は、市民の自立を支援し、及び地域で共に支えあう福祉の仕組みをつくるため、次の係を置く。

- (1)及び(2) <省略>

2 保護係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(5)まで <省略>
- (6) 瀬戸市地域福祉計画の策定及び進捗に関すること。
- (7) 社会福祉法人等審査会に関すること。
- (8) 他の所管に属しない社会福祉法人の設立、定款変更及び指導監査に関すること。
- (9) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関すること。

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

(16) <省略>

- (1) <省略>
  - (2) 戸籍の異動に伴う住民異動届の受理及び戸籍の附票に関すること。
  - (3)及び(4) <省略>
- (健康福祉部に属する課)

第22条 健康福祉部に次の課を置く。

- (1)及び(2) <省略>
  - (3) こども家庭課
  - (4) 健康課
  - (5) 国保年金課
- (社会福祉課)

第23条 社会福祉課は、市民の自立支援及び地域で共に支えあう福祉の仕組みづくりを使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

- (1)及び(2) <省略>

2 保護係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1)から(5)まで <省略>

(6) <省略>

(7) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

<p><u>(17)</u> &lt;省略&gt;  <u>(18)</u> &lt;省略&gt;</p> <p>3 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;  (2) 障害者の<u>差別解消及び虐待防止</u>に関すること。  (3)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>(8) 瀬戸市障害者福祉基本計画の策定及び進捗に関すること。</u>  (高齢者福祉課)</p>	<p><u>(14) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関すること。</u></p> <p><u>(15)</u> &lt;省略&gt;  <u>(16)</u> &lt;省略&gt;</p> <p>3 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;  (2) 障害者の虐待防止に関すること。  (3)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(高齢者福祉課)</p>
<p>第24条 高齢者福祉課は、高齢者が生きがいを持って安心して暮らすことを支援するため、次の係を置く。</p> <p>(1) <u>介護保険料係</u>  (2)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 <u>介護保険料係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;  (5) <u>高齢者福祉及び介護保険に係る計画の策定及び進捗</u>に関すること。  (6) &lt;省略&gt;</p> <p>3 介護認定給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>要介護認定及び要支援認定</u>に関すること。  (2)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>4 地域支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>地域包括ケアシステム</u>に関すること。  (2) &lt;省略&gt;  (3) &lt;省略&gt;  (4) &lt;省略&gt;</p>	<p>第24条 高齢者福祉課は、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるための支援を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</p> <p>(1) <u>介護管理係</u>  (2)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 <u>介護管理係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;  (5) <u>老人福祉及び介護保険に係る計画策定並びに企画及び調整</u>に関すること。  (6) &lt;省略&gt;</p> <p>3 介護認定給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) <u>介護認定調査</u>に関すること。  (2)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>4 地域支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;  (2) &lt;省略&gt;  (3) &lt;省略&gt;</p>

(5) 認知症施策に関すること。

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

(14) <省略>

(15) <省略>

5 指導監査係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 介護予防支援及び居宅介護支援に対する指  
定、指導監査等に関すること。

(5) 高齢者福祉に係る社会福祉法人の設立、定  
款変更及び指導監査に関すること。

(こども未来課)

第25条 こども未来課は、子どもの健やかな成  
長及び子育てを支援するため、次の係を置く。

(1) こども未来係

(2) こども福祉係

2 こども未来係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 子ども・子育て支援に係る企画及び調整に  
関すること。

(2) 瀬戸市子ども・子育て支援事業計画に関す  
ること。

(3) 子育て総合支援センターに関すること。

(4) せとっ子モアスクール、放課後児童クラブ  
に関すること。

(5) 児童・青少年の健全育成に関すること。

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

(12) <省略>

(13) <省略>

5 指導監査係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(3)まで <省略>

(こども家庭課)

第25条 こども家庭課は、子どもが健やかに生  
まれ育つ社会を実現するための支援を使命と  
し、この使命を達成するため次の係を置く。

(1) こども家庭係

(2) 子育て支援係

(3) 保育係

2 こども家庭係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 児童の健全育成に関すること。

(2) 瀬戸市少年センターに関すること。

(3) 瀬戸市青少年問題協議会に関すること。

(4) 瀬戸市八幡池魚つり場に関すること。

(5) 瀬戸市プレイルームに関すること。

- (6) 子どもの貧困対策に関すること。
- (7) 瀬戸市プレイルームに関すること。

- (8) 瀬戸市八幡池魚つり場に関すること。
- (9) こども未来課の庶務に関すること。

3 こども福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) <省略>
- (2) ひとり親家庭に係る手当等に関すること。
- (3) <省略>

(保育課)

第25条の2 保育課は、多様な保育サービスを提供し、子どもの健全な心身の発達を促すため、保育係を置き、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 保育所の設置及び整備に関すること。
- (2) 保育所の管理及び運営の統括に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設等に係る支給認定及び利用調整に関すること。
- (4) 保育所の入所に関すること。
- (5) 保育所職員の指導等に関すること。

- (6) 私立幼稚園に関すること。
- (7) 瀬戸市子ども・子育て支援事業計画に関すること。

- (8) こども家庭課の庶務に関すること。

3 子育て支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) <省略>
- (3) <省略>

4 保育係においては、おおむね次の事務を分掌する。

- (1) 保育所の設置及び整備に関すること。
- (2) 保育所の管理及び運営の統括に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設等に係る支給認定及び利用調整に関すること。
- (4) 保育所の入所に関すること。
- (5) 保育所職員の指導等に関すること。
- (6) 保育所の給食指導に関すること。
- (7) 私立保育所に関すること。
- (8) 地域型保育事業に関すること。

(6) 保育所の給食指導及び食育推進に関するこ  
と。

(7) 私立保育所に関すること。

(8) 私立幼稚園に関すること。

(9) 地域型保育事業に関すること。

(10) 児童福祉に係る社会福祉法人の設立、定款  
変更及び指導監査に関すること。

(11) 保育課の庶務に関すること。

(健康課)

第26条 健康課は、市民の健康を保持し、及び  
増進するため、次の係を置く。

(1)及び(2) <省略>

2 母子保健係においては、おおむね次の事務を  
分掌する。

(1)から(6)まで <省略>

3 成人保健係においては、おおむね次の事務を  
分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 瀬戸市立休日急病診療所に関すること。

(7) 瀬戸市福祉保健センターに関すること。

(8) 公立陶生病院組合に関すること。

(9) 瀬戸旭看護専門学校組合に関すること。

(10) 健康課の庶務に関すること。

(国保年金課)

第27条 国保年金課は、安心して医療を受ける  
こと及び国民年金制度に基づく不安のない市民  
生活を支援するため、次の係を置く。

(1)から(4)まで <省略>

(健康課)

第26条 健康課は、市民の健康の保持及び増進  
を使命とし、この使命を達成するため次の係を  
置く。

(1)及び(2) <省略>

2 母子保健係においては、おおむね次の事務を  
分掌する。

(1)から(6)まで <省略>

(7) 瀬戸市福祉保健センターに関すること。

(8) 公立陶生病院組合に関すること。

(9) 瀬戸旭看護専門学校組合に関すること。

(10) 健康課の庶務に関すること。

3 成人保健係においては、おおむね次の事務を  
分掌する。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 難病患者等に係る支援事業に関すること。

(国保年金課)

第27条 国保年金課は、安心して医療を受ける  
こと及び老後に対する不安のない市民生活の支  
援を使命とし、この使命を達成するため次の係  
を置く。

(1)から(4)まで <省略>

<p>2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) 国民健康保険の資格に関すること。</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>国民健康保険保険給付費等交付金</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>国民健康保険の診療報酬の決定及び支払</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>国民健康保険の保健事業</u>に関すること。</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(7) &lt;省略&gt;</p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p>	<p>2 給付係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) 国民健康保険<u>被保険者</u>の資格に関すること。</p> <p>(2) <u>国民健康保険被保険者台帳</u>に関すること。</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) <u>高額療養費の貸付け</u>に関すること。</p> <p>(5) 診療報酬の決定及び支払に関すること。</p> <p>(6) <u>保険医療機関等</u>に関すること。</p> <p>(7) &lt;省略&gt;</p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p> <p>(9) &lt;省略&gt;</p>
<p>3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>国民健康保険事業費納付金</u>に関すること。</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p>	<p>3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p>
<p>4 &lt;省略&gt;</p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>後期高齢者医療制度の資格及び給付に係る事務</u>に関すること。</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(都市計画課)</p>	<p>4 &lt;省略&gt;</p> <p>5 医療福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>愛知県後期高齢者医療広域連合</u>に関すること。</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(都市計画課)</p>
<p>第29条 <u>都市計画課は、都市の健全な発展及び秩序ある都市づくりを誘導するため、次の係を置く。</u></p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>	<p>第29条 <u>都市計画課は、都市の健全な発展と秩序ある都市づくりの誘導を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</u></p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p>

<p>4 区画整理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>土地利用計画</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(建設課)</p>	<p>4 区画整理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>土地区画整理組合</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>土地利用の計画の策定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(建設課)</p>
<p>第31条 建設課は、<u>道路、河川、公園等の計画的な整備により、市民生活の利便性の向上を図るため、次の係を置く。</u></p>	<p>第31条 建設課は、<u>道路等の計画的な整備による利便性の向上を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</u></p>
<p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>建設係</u></p> <p>(3) <u>公園緑地係</u></p>	<p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>道路建設係</u></p> <p>(3) <u>建築係</u></p>
<p>2 用地係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>河川及び排水路の新設改良に伴う用地に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p>	<p>2 用地係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p>
<p>3 <u>建設係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) <u>河川及び排水路の新設改良に関する<u>こと</u>。</u></p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(6) <u>河川及び排水路の災害復旧工事（応急復旧を除く。）に関する<u>こと</u>。</u></p>	<p>3 <u>道路建設係</u>においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) &lt;省略&gt;</p> <p>(3) &lt;省略&gt;</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p>
<p>4 <u>公園緑地係</u>においては、<u>おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1) <u>都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の整備及び管理に関する<u>こと</u>。</u></p>	<p>4 <u>建築係</u>においては、<u>受託工事の設計、監督等に関する事務等を分掌する。</u></p>



- (2) 都市緑化の推進に関すること。
- (3) 瀬戸市緑化推進基金に関すること。
- (4) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の災害復旧工事に関すること。

(維持管理課)

第32条 維持管理課は、道路、河川及び農林業施設の整備（他の所管に属するものを除く。）並びに適正な維持管理により、安全で快適な市民生活を確保するため、次の係を置く。

(1)から(3)まで <省略>

2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) 農林業施設の管理に関すること。

(3) <省略>

(4) <省略>

3 <省略>

4 河川農林土木係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 河川及び排水路の維持修繕に関すること。

(2) <省略>

(3) 農林業施設の整備及び維持修繕に関すること。

(4) 河川及び排水路の災害復旧工事（応急復旧に限る。）に関すること。

(5) 農林業施設の災害復旧工事に関すること。

(6) <省略>

(7) <省略>

(維持管理課)

第32条 維持管理課は、道路、河川、公園及び農林業施設の整備（他の所管に属するものを除く。）並びに適正な維持管理による安全で快適な市民生活の実現を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 公園緑地係

2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) <省略>

3 <省略>

4 河川農林土木係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 河川及び排水路の整備及び維持修繕に関すること。

(2) <省略>

(3) 農林業施設の整備及び維持管理に関すること。

(4) 河川、排水路及び農林業施設の災害復旧工事に関すること。

(5) <省略>

(6) <省略>

5 公園緑地係においては、おおむね次の事務を分掌する。

(下水道課)

第33条 下水道課は、下水道施設の整備及び適正な維持管理により、衛生的で快適な市民生活を確保するため、次の係を置く。

(1)から(3)まで <省略>

2から4まで <省略>

第3章 <省略>

第2節 削除

(クリーンセンター)

第39条 瀬戸市クリーンセンター条例(昭和35年瀬戸市条例第10号)に規定する瀬戸市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)においては、クリーンセンターの管理及び運営に関する事務を分掌する。

(福祉事務所)

第40条 瀬戸市福祉事務所条例(昭和47年瀬戸市条例第8号)に規定する瀬戸市福祉事務所の組織、事務分掌については、瀬戸市福祉事務所規則(平成30年瀬戸市規則第 号)で定めるところによる。

(1) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の整備及び管理に関すること。

(2) 都市緑化の推進に関すること。

(3) 瀬戸市緑化推進基金に関すること。

(4) 都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、自然児童遊園及び緑地の災害復旧工事に関すること。

(下水道課)

第33条 下水道課は、下水道による衛生的で快適な市民生活の実現を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。

(1)から(3)まで <省略>

2から4まで <省略>

第3章 <省略>

第2節 交流活力部に属する公所

(クリーンセンター)

第39条 瀬戸市クリーンセンター条例(昭和35年瀬戸市条例第10号)に規定する瀬戸市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)においては、クリーンセンターの管理及び運営並びに運営の企画に関する事務を分掌する。

(福祉事務所)

第40条 瀬戸市福祉事務所条例(昭和47年瀬戸市条例第8号)に規定する瀬戸市福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)においては、生活保護法(昭和25年法律第144号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第3

7号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務等を分掌する。

(児童発達支援センター)

第41条 瀬戸市児童発達支援センターに関する条例(平成29年瀬戸市条例第30号)に規定する瀬戸市児童発達支援センター(以下「児童発達支援センター」という。)においては、児童発達支援センターの管理及び運営に関する事務を分掌する。

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
ものづくり商業振興課	ノベルティ・こども創造館	瀬戸市ノベルティ・こども創造館条例(平成15年瀬戸市条例第29号)に規定する瀬戸市ノベルティ・こども創造館の管理及び運営に関する事務
	<省略>	<省略>
文化課	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>

<省略>

第41条 削除

(課に属する公所)

第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

所属課	公所名	分掌事務
文化課	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>
文化課	ノベルティ・こども創造館	瀬戸市ノベルティ・こども創造館条例(平成15年瀬戸市条例第29号)に規定する瀬戸市ノベルティ・こども創造館の管理及び運営に関する事務
	<省略>	<省略>

<省略>

こども 未来課	交通児童遊園	<省略>	こども 家庭課	保育所	瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）に規定する保育所の管理及び運営に関する事務
	<省略>	<省略>		交通児童遊園	<省略>
	家庭児童相談室	<省略>		家庭児童相談室	<省略>
			発達支援室	瀬戸市発達支援室に関する条例（平成22年瀬戸市条例第14号）に規定する事務	
			のぞみ学園	瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第17号）に規定する瀬戸市のぞみ学園の管理及び運営に関する事務	
保育課	保育所	瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）に規定する保育所の管理及び運営に関する事務			

(本庁の職制)

第45条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
部	部長	<省略>
課	課長	<省略>

(本庁の職制)

第45条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
部	部長	<省略>
部	部次長	部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
課	課長	<省略>
室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌

					理し、所属の職員を指揮監督する。
課	課長補佐	<省略>	課	課長補佐	<省略>
			室	室長補佐	室長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
<省略>			<省略>		

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務	組織	職名	職務
市長直轄組織	参事	<省略>	市長直轄組織	防災監	<省略>
部	部次長	部長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。			
<省略>			<省略>		
課	主幹	<省略>	課室	主幹	<省略>
課	専門員	<省略>	課室	専門員	<省略>
課	主査	<省略>	課室	主査	<省略>
課	主事	<省略>	課室	主事	<省略>
課	技師	<省略>	課室	技師	<省略>
課	保健師	<省略>	課室	保健師	<省略>
課	看護師	<省略>	課室	看護師	<省略>
課	保育士	<省略>	課室	保育士	<省略>
課	管理栄養士	<省略>	課室	管理栄養士	<省略>

3 前2項に規定するもののほか、市長は、課に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、課又は室に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務	職名	職務
<省略>		<省略>	
技師補	<省略>	技師補	<省略>
保健師補	上司の命を受け、保健業務に従事す		

		る。			
看護師補		上司の命を受け、看護業務に従事する。			
保育士補		上司の命を受け、保育業務に従事する。			
管理栄養士補		上司の命を受け、栄養指導業務に従事する。			
技能主査、 技能主任、 技能副主任、 技能員 及び技能員 補		<省略>	技能員		<省略>
			用務員		上司の命を受け、庁舎等の清掃その他の業務に従事する。
(公所の職制) 第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			(公所の職制) 第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
児童発達支援センター	センター長	上司の命を受け、児童発達支援センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	保育所	園長	上司の命を受け、保育所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
児童発達支援センター	<省略>	センター長を補佐し、及び上司の命を受け、のぞみ学園の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	のぞみ学園	<省略>	上司の命を受け、のぞみ学園の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
児童発達支援センター	室長	センター長を補佐し、及び上司の命を受け、発達支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
児童発達支援センター	主任保育	園長を補佐し、及び上司が命ず			

達支援 センタ 二	士	る事務を処理する。			
<省略>			<省略>		
保育所	園長	上司の命を受け、保育所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	保育所	主任保育士	園長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
保育所	<省略>	<省略>	のぞみ 学園	<省略>	<省略>
2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
公所	保育士	<省略>	公所	保育士	<省略>
公所	管理栄養士	上司の命を受け、栄養指導業務をつかさどる。			
3 前2項に規定するもののほか、市長は、公所に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			3 前2項に規定するもののほか、市長は、公所に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
職名	職務		職名	職務	
<省略>			<省略>		
技師補	<省略>		技師補	<省略>	
保健師補	上司の命を受け、保健業務に従事する。				
看護師補	上司の命を受け、看護業務に従事する。				
保育士補	<省略>		保育士補	<省略>	
管理栄養士補	上司の命を受け、栄養指導業務に従事する。				
技能主査、 技能主任、	<省略>		技能員	<省略>	

技能副主任、技能員及び技能員補		
	調理員	上司の命を受け、給食調理業務に従事する。
	用務員	上司の命を受け、給食調理、施設の清掃その他の業務に従事する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。